

## 日本人がバリ島から乗継便で帰国するためのプロセス

2021年12月5日（日）よりガルーダインドネシア航空の東京・羽田空港→バリ州・ングラライ空港 直行便が再開されます（予定）。ングラライ→羽田の直行便はなく、ングラライ→ジャカルタ・スカルノハッタ経由→羽田空港のトライアングル飛行になります。よって日本の入国規定「出国前72時間以内」などの時間制限はングラライ空港ではなく、スカルノハッタ空港出発時に適用されるのでご注意ください。新型コロナウイルス（以下COVID-19）の水際対策にともない、2021年11月8日から後日決定される間まで下記の対応が必要です。

## ■ 日本への入国条件

- ・ 外国人の新規入国は一時停止中
- ・ 入国が認められるのは下記
  - ・ 日本人の帰国者
  - ・ 在留資格を有する再入国者
  - ・ 商用目的又は就労目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国者
  - ・ 緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在の新規入国者
- ・ いずれの場合も必要な書類を所持し、有効な証明書を提示できない場合、上陸が認められない（搭乗拒否）
- ・ 入国後は日本政府の方針に従うこと

## ■ バリ出発前

## コロナウイルス検査・陰性証明の取得

- ・ 出国前72時間以内に採取された、日本国が指定する「コロナウイルス検査証明書」の陰性結果
  - ※ バリ・ングラライ空港の出発前ではなく、ジャカルタ・スカルノハッタ空港の出国時に適用。国内線移動に必要な時間を逆算して受診
- ・ 検査証明書の様式は、厚生労働省の所定フォーマットが望ましい（インドネシア語）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000806504.pdf>

- ・ 検査証明書に記載すべき内容（日本語または英語で記載）

氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
検査法、採取検体
結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
すべての項目が英語で記載されたもの

- ・ 検査方法は以下いずれかの方法で、なおかつ鼻咽頭ぬぐい液または唾液検体の検査のみ有効

核酸増幅検査	その他
Real Time RT-PCR法	次世代シーケンス法
LAMP法	
TMA法	
TRC法	
Smart Amp法	
NEAR法	

- ・ バリ州内の「PCR検査取り扱い病院」にて検査を自費依頼する
  - ・ 在デンパサール日本総領事館：PCR検査や迅速抗原(Antigen)検査等が受診可能な医療機関  
<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100171047.pdf>
  - ・ KITAS/KITAP保持者および日系人は、日本人会より「日本政府支援事業による無料検査」を2021年12月20日まで予約可能  
<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100218392.pdf>
- ・ 陰性結果証明は書面およびデジタル（PDF等）で提示

## ワクチン接種・証明書の取得

- 有効なワクチン接種証明書があれば、日本入国後14日間の待機期間の一部を短縮可能（ワクチン未接種でも入国可）
- 接種証明書に記載すべき内容（日本語または英語で記載）

氏名
生年月日
ワクチン名またはメーカー
ワクチン接種日
ワクチン接種回数

- 有効とされるワクチン名またはメーカー

コミナティ（COMIRNATY）筋肉注射／ファイザー（Pfizer）
パクスゼブリア（Vaxzevria）筋肉注射／アストラゼネカ（AstraZeneca）
COVID-19ワクチンモデルナ（COVID-19 VaccineModerna）筋肉注射／モデルナ（Moderna）

- 上記ワクチンを2回以上接種し、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していること
- 原本をコピーしたものを提出

## ■ ジャカルタ到着まで

### PeduliLindungiアプリケーションの登録

- インドネシア政府指定「プドゥリリンドゥンギ（PeduliLindungi）」アプリの、健康状態申告書（e-HAC）に、名前、性別、誕生日、パスポート番号、搭乗空港や搭乗便などすべての必須項目を登録
  - ※ アプリは日本語表示可能。ただし、入力欄は英語表示
  - ※ グラライ→スカルノハッタ空港は国内線利用につき、「Domestic」を選択
- 空港内の健康状態チェックポイント（KKP）エリアを通過する際に提示
  - ・ スマートフォンやタブレットを所持していない場合は、KKPにて指定用紙に必要事項を記入

## ■ 日本入国まで（検疫所での対応可）

### 誓約書/質問票の提出・スマートフォンアプリ登録

- 検疫所へ「誓約書」を提出。14日間の公共交通機関の不使用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入などについて
  - ・ 誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、氏名の公表など
- 「質問票WEB」の登録
  - ・ 14日間の健康フォローアップのためメールアドレスおよび電話番号等の連絡先の登録
- 入国者健康居所アプリ「My SOS」のインストール
  - ・ 位置情報と健康状態の報告

## 空港でPCR検査受診

- ・羽田空港の指定場所にてPCR検査（唾液）の実施
    - ・検査結果が出るまで、空港内のスペースで待機
- 陰性の場合：自宅やホテルまでは公共交通機関を使わずに移動
- ・自家用車で自身や家族による運転。その他、レンタカーやハイヤーなど
  - ・羽田空港 海外からご到着のお客さまが利用できる交通手段について  
[https://tokyo-haneda.com/information/2021/detail\\_00011.html](https://tokyo-haneda.com/information/2021/detail_00011.html)
  - ・東京23区内ならスマートシャトル「near Me」も可  
<https://app.nearme.jp/airport-shuttle/>
- 陽性の場合：無症状または軽度症状の場合は隔離施設(ホテル)、中度・重度症状の場合は病院へ

## 自己検疫

- ・宿泊施設や自宅での14日間の自己検疫必須
  - ・誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、氏名の公表など
- ・有効なワクチン接種証明書があれば、入国後10日目以降に自主検査を受け、厚生労働省（入国者健康確認センター）に陰性の結果を届け出ることにより短縮可
- ・有効なワクチン接種証明書かつ、受入責任者の管理の下で誓約書および活動計画書を含む申請書式が事前に審査された方については、最短4日目以降の行動制限の見直しを認める

## 参考URL

- ・厚生労働省：
  - ・水際対策に係る新たな措置について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)
  - ・検査証明書の提出について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)
  - ・ワクチン接種証明書の「写し」の提出について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00307.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)
  - ・検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)
  - ・質問票の提出について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)
  - ・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)
- ・外務省：
  - ・海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\\_to\\_Japan.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html)
  - ・国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)
- ・ガルーダインドネシア航空：
  - ・日本入国について検査証明書義務付けについて（2021年3月19日以降）  
[https://www.garuda-indonesia.com/jp/ja/news-and-events/202103\\_02](https://www.garuda-indonesia.com/jp/ja/news-and-events/202103_02)
  - ・日本入国に際しての大切なお知らせ（2021年11月8日以降）  
[https://www.garuda-indonesia.com/jp/ja/news-and-events/202111\\_03](https://www.garuda-indonesia.com/jp/ja/news-and-events/202111_03)
  - ・新型コロナウイルス関連の大切なお知らせ 46  
[https://www.garuda-indonesia.com/jp/ja/news-and-events/202111\\_02](https://www.garuda-indonesia.com/jp/ja/news-and-events/202111_02)
- ・羽田空港
  - ・羽田空港における新型コロナウイルス感染対策の取り組みとお客さまへのお願い  
[https://tokyo-haneda.com/covid19\\_prevention/index.html](https://tokyo-haneda.com/covid19_prevention/index.html)